

卒業の認定に関する方針

○ 卒業の認定は、学則において次のとおりとしています。

(卒業の認定)

第25条 学校長は、別表に定める全科目の単位を修得した者に対して卒業の認定を行う。

2 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者は、原則として卒業することができない。

(卒業証書及び称号の授与)

第26条 学校長は、卒業の認定をした者に対し、卒業証書を授与する。

2 学校長は、卒業の認定を受けた学生に対して専門士(医療専門課程)の称号を授与する。